

設計・施工一括発注方式に適用する標準的な契約書の提案



総合技術政策研究センター

建設マネジメント技術研究室 室長 森田 康夫 主任研究官 川俣 裕行

(キーワード) 設計・施工一括発注方式、契約書、標準的

3.

共通基盤の創造

1. はじめに

本研究は、発注者と受注者の間で設計・施工一括発注方式に適用する場合の標準的な契約書として、その構成と条文中に規定されるべき内容について提案したものがある。

2. 設計・施工分離発注方式と設計・施工一括発注方式の契約における主要な相違点の扱いについて

設計・施工分離発注方式と設計・施工一括発注方式の契約における主要な相違点の扱いについて考察した。

(1) 設計に係わる技術者の扱い

設計・施工一括発注方式の標準的な契約書には、通常の工事請負契約書の工事に係る技術者の規定に加え、設計に係わる技術者の規定が必要となる。通常の設計業務の管理技術者と工事の現場代理人の権限のまま、両者を設計・施工一括発注方式で配置した場合、契約に関する権限が管理技術者と現場代理人にまたがることとなり、運用上問題が生じる可能性がある。そのため、設計に係わる契約に関する権限は管理技術者には持たせず、現場代理人に集約する。

(2) 設計図書の扱い

設計・施工一括発注方式での設計図書の定義は、受発注者の運用といった面を考慮すると、通常行っている分離発注で使用されているものと可能な限り同様となることが望ましい。そのため、設計・施工一括発注方式に適用する標準的な契約書において規定する設計図書の定義は、分離発注の設計図書の定義に合わせ、受注者が実施した設計の成果物を含めたものとする。ただし、契約書の条項によっては設計図書に設計成果物を含めることが適切でない箇所が一部にあるので、その場合は「設計図書(設計成果物を除く。)」と記載する。

(3) 設計成果物の扱い

発注者は受注者による設計の終了後、その設計成果物による施工が行われる前に、受注者に設計成果物を提出させ、その内容が発注者の示した条件を満たしているかを確認し、その設計成果物に基づき受注者が施工を行うことを承諾することとする。

(4) 監督職員及び調査職員の扱い

設計・施工一括発注方式では設計者と施工者が同じであり、責任も一元化されている。一方、発注者側の体制が一元化されておらず、監督職員と調査職員の両者が存在する場合、受注者との契約上の対応を設計と施工に分けて行う必要があり、設計・施工一括発注方式のメリットである設計と施工の連携・調整による効果の低減につながる。そのため、監督職員に調査職員の権限を付加し、発注者側の体制も一元化する。

3. 設計・施工一括発注方式に適用する標準的な契約書について

上記の考察等を踏まえ、設計・施工分離発注方式の工事請負契約書の条文中に、設計・施工一括発注方式に適用する標準的な契約書として追加・修正すべき内容を提案した。例えば、第10条の2を追加し、設計の技術上の管理を行う管理技術者の定義等を明示することを提案している。

4. おわりに

今後は、本研究成果をもとに、土木学会の場を活用して、設計・施工一括発注方式に適用する標準的な契約書の制定を図っていく予定である。

【参考】

土木学会論文集F4(建設マネジメント) Vol. 69, No4, I_181-I_192, 2013

<http://www.nilim.go.jp/lab/peg/syogaihappyou.htm>